議案第２１２号

上越市体育施設条例の一部改正について

上越市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市体育施設条例の一部を改正する条例

上越市体育施設条例（昭和４６年上越市条例第１２５号）の一部を次のように改正する。

別表第１上越市安塚和田スポーツ公園の部中「２２：００」を「日没」に改め、同表上越市中郷総合運動公園の部庭球コートの項を削り、同表上越市板倉運動広場の部中「２２：００」を「日没」に改める。

別表第２⑴の表中備考以外の部分を次のように改める。

⑴　施設利用料金

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">占用利用の上限額
（１時間につき）</th><th colspan="3">共用利用の上限額（１人につき）</th></tr>
<tr><th>区　分</th><th>２時間につき</th><th>１月につき</th></tr>
<tr><td colspan="3">上越市びょうぶ谷野球場</td><td>３３０円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">上越市庭球コート</td><td>１面につき２６０円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">上越市今泉スポーツ広場</td><td colspan="2">野球場</td><td>４８０円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">多目的広場</td><td>東面</td><td>４８０円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>西面</td><td>２４０円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">上越市少年野球場</td><td>２４０円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">上越市春日山ペタンク場</td><td colspan="4">無料</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上越総合運動公園</td><td colspan="2">テニスコート</td><td>１面につき５１０円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">会議室</td><td>３６０円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">上越市教育プラザ体育館</td><td colspan="2">第１体育室</td><td>７２０円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">軽運動場</td><td>１１０円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">第２体育室</td><td>５１０円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ステージ</td><td>２１０円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">上越市柿崎屋内水泳プール</td><td rowspan="2">１６，５００円</td><td>一般</td><td>３６０円</td><td>１，４４０円</td></tr>
<tr><td>中学生以下</td><td>１８０円</td><td>７２０円</td></tr>
</table>

別表第２⑵の表上限額の欄を次のように改める。

上限額

３，０６０円
３，０６０円
５１０円
１１０円
１１０円
３１０円
３１０円
１１０円
２１０円
２１０円
１１０円

別表第３⑴の表上越市保倉体育館の部体育館の款中「５００円」を「５１０円」に改め、同部多目的ホールの款中「３００円」を「３１０円」に改め、同表上越市教育プラザ多目的広場の部中「３００円」を「３６０円」に改め、同表上越市安塚Ｂ＆Ｇ海洋センターの部アリーナの款中「７２０円」を「８７０円」に改め、同款一般の項中「２８０円」を「３４０円」に、「１，１２０円」を「１，３６０円」に改め、同款中学生以下の項中「１４０円」を「１７０円」に、「５６０円」を「６８０円」に改め、同部第２体育館の款中「４５０円」を「５４０円」に改め、同款一般の項中「２２０円」を「２７０円」に、「８８０円」を「１，０８０円」に改め、同款中学生以下の項中「１１０円」を「１４０円」に、「４４０円」を「５６０円」に改め、同部ミーティングルームの款中「３００円」を「３６０円」に改め、同部プールの款一般の項中「２２０円」を「２７０円」に改め、同款中学生以下の項中「１４０円」を「１８０円」に改め、同表上越市安塚和田スポーツ公園の部グラウンドの款中「３００円」を「３６０円」に改め、同表上越市浦川原体育館の部体育室の款占用使用料（１時間につき）の欄中「１，２００円」を「１，３２０円」に改め、同款一般の項中「３００円」を「３６０円」に、「１，２００円」を「１，４４０円」に改め、同款中学生以下の項中「１５０円」を「１８０円」に、「６００円」を「７２０円」に改め、同部ステージの款中「２００円」を「２４０円」に改め、同部柔剣道場兼卓球場の款占用使用料（１時間につき）の欄中「６００円」を「７２０円」に改め、同款一般の項中「３００円」を「３６０円」に、「１，２００円」を「１，４４０円」に改め、同款中学生以下の項中「１５０円」を「１８０円」に、「６００円」を「７２０円」に改め、同部トレーニングルームの款占用使用料（１時間につき）の欄中「２００円」を「２４０円」に改め、同款一般の項中「２００円」を「２４０円」に、「８００円」を「９６０円」に改め、同款中学生の

項中「１００円」を「１２０円」に、「４００円」を「４８０円」に改め、同部会議室の款中「２００円」を「２４０円」に改め、同部ランニング走路の款一般の項中「１５０円」を「１６０円」に、「６００円」を「６４０円」に改め、同款中学生以下の項中「７０円」を「８０円」に、「３００円」を「３２０円」に改め、同表上越市浦川原運動広場の部野球場の款中「２９０円」を「３５０円」に改め、同部トレーニング棟の款中「４００円」を「４８０円」に、「２００円」を「２４０円」に改め、同表上越市浦川原プールの部一般の項中「２２０円」を「２７０円」に改め、同部中学生以下の項中「１４０円」を「１８０円」に改め、同表上越市大島多目的ホールの部大ホールの款中「７００円」を「８４０円」に改め、同款一般の項中「２００円」を「２４０円」に、「８００円」を「９６０円」に改め、同款中学生以下の項中「１００円」を「１２０円」に、「４００円」を「４８０円」に改め、同部ステージの款中「２００円」を「２４０円」に改め、同部小ホールの款中「３００円」を「３６０円」に改め、同部控室の款中「２００円」を「２４０円」に改め、同部ランニングコースの款一般の項中「１５０円」を「１６０円」に、「６００円」を「６４０円」に改め、同款中学生以下の項中「７０円」を「８０円」に、「３００円」を「３２０円」に改め、同表上越市牧体育館の部体育室の款中「８３０円」を「１，０００円」に改め、同款一般の項中「２７０円」を「３３０円」に、「１，０８０円」を「１，３２０円」に改め、同款中学生以下の項中「１３０円」を「１７０円」に、「５４０円」を「６８０円」に改め、同部ステージの款中「２００円」を「２４０円」に改め、同部トレーニングルームの款占用使用料（１時間につき）の欄中「４００円」を「４８０円」に改め、同款一般の項中「２００円」を「２４０円」に、「８００円」を「９６０円」に改め、同款中学生以下の項中「１００円」を「１２０円」に、「４００円」を「４８０円」に改め、同表上越市牧プールの部一般の項中「１８０円」を「２２０円」に改め、同部中学生以下の項中「１２０円」を「１５０円」に改め、同表上越市柿崎体育館の部体育室の款中「４００円」を「４１０円」に改め、同部トレーニングルームの款中「３００円」を「３１０円」に改め、同部会議室の款中「２００円」を「２１０円」に改め、同表上越市柿崎第１庭球コートの部中「２５０円」を「２６０円」に改め、同表上越市大潟体育センターの部体育室の款中「９００円」を「１，０８０円」に改め、同款一般の項中「３００円」を「３６０円」に、「１，２００円」を「１，４４０円」に改め、同款中学生以下の項中「１５０円」を「１８０円」に、「６００円」を「７２０円」に改め、同部ミーティングルームの款及び会議室の款中「２００円」を「２４０円」に改め、同表上越市大潟運動広場の部中「３００円」を「３６０円」に改め、同表上越市頸城明治野球場の部中「２００円」を「２４０円」に改め、同表上越市吉川体育館の部アリーナの款中「６００円」を「６２０円」に改め、同款一般の項中「２００円」を

「２１０円」に、「８００円」を「８４０円」に改め、同款中学生以下の項中「１００円」を「１１０円」に、「４００円」を「４４０円」に改め、同部ステージの款中「２００円」を「２１０円」に改め、同表上越市吉川野球場の部中「４００円」を「４８０円」に改め、同表上越市吉川テニスコートの部中「２５０円」を「２６０円」に改め、同表上越市中郷総合運動公園の部庭球コートの款を削り、同部ゲートボールコートの款中「１００円」を「１２０円」に改め、同部屋外運動場の款中「３００円」を「３６０円」に改め、同表上越市板倉運動広場の部中「２６０円」を「３２０円」に改め、同表上越市板倉庭球コートの部中「２５０円」を「２６０円」に改め、同表上越市板倉ふれあいゲートボール場の部屋内ゲートボール場の款中「２００円」を「２４０円」に改め、同表上越市清里スポーツセンターの部アリーナの款中「１，０５０円」を「１，１６０円」に改め、同款一般の項中「２６０円」を「３２０円」に、「１，０４０円」を「１，２８０円」に改め、同款中学生以下の項中「１３０円」を「１６０円」に、「５２０円」を「６４０円」に改め、同部ステージの款中「２００円」を「２４０円」に改め、同部研修室の款中「３００円」を「３６０円」に改め、同部会議室の款中「２００円」を「２４０円」に改め、同部トレーニングルームの款一般の項中「３００円」を「３６０円」に、「１，２００円」を「１，４４０円」に改め、同款中学生の項中「１５０円」を「１８０円」に、「６００円」を「７２０円」に改め、同部ランニング走路の款一般の項中「１５０円」を「１６０円」に、「６００円」を「６４０円」に改め、同款中学生以下の項中「７０円」を「８０円」に、「３００円」を「３２０円」に改め、同表上越市清里スポーツ公園の部グラウンドの款中「２００円」を「２４０円」に改め、同部テニスコートの款中「２５０円」を「２６０円」に改め、同表上越市三和体育館の部体育室の款中「９８０円」を「１，１８０円」に改め、同款一般の項中「２８０円」を「３４０円」に、「１，１２０円」を「１，３６０円」に改め、同款中学生以下の項中「１４０円」を「１７０円」に、「５６０円」を「６８０円」に改め、同部ステージの款中「２００円」を「２４０円」に改め、同部ギャラリーの款中「１４０円」を「１７０円」に改め、同部ランニングコースの款一般の項中「１５０円」を「１６０円」に、「６００円」を「６４０円」に改め、同款中学生以下の項中「７０円」を「８０円」に、「３００円」を「３２０円」に改め、同部会議室の款中「２００円」を「２４０円」に改め、同表上越市三和スポーツセンターの部体育室の款占用使用料（１時間につき）の欄中「４００円」を「４８０円」に改め、同款一般の項中「２００円」を「２４０円」に、「８００円」を「９６０円」に改め、同款中学生以下の項中「１００円」を「１２０円」に、「４００円」を「４８０円」に改め、同部研修室の款中「３００円」を「３６０円」に改め、同款一般の項中「２００円」を「２４０円」に、「８００円」を「９６０円」に改め、同款中学生以下

の項中「１００円」を「１２０円」に、「４００円」を「４８０円」に改め、同部会議室の款中「２００円」を「２４０円」に改め、同表上越市三和西部スポーツハウスの部体育室の款中「４００円」を「４８０円」に改め、同部ミーティングルームの款中「２００円」を「２４０円」に改め、同表上越市三和スポーツ公園の部グラウンドの款中「３００円」を「３６０円」に改める。

別表第３⑵の表上越市保倉体育館の部体育館の款照明設備の項中「２００円」を「２１０円」に改め、同表上越市安塚Ｂ＆Ｇ海洋センターの部アリーナの款照明設備の項中「２００円」を「２１０円」に改め、同部第２体育館の款照明設備の項中「１００円」を「１１０円」に改め、同表上越市安塚和田スポーツ公園の部を削り、同表上越市浦川原体育館の部体育室の款照明設備の項中「３００円」を「３１０円」に改め、同表上越市浦川原運動広場の部野球場の款照明設備の項中「３，０００円」を「３，０６０円」に改め、同表上越市大島多目的ホールの部大ホールの款照明設備の項中「３００円」を「３１０円」に改め、同表上越市牧体育館の部体育室の款照明設備の項中「２００円」を「２１０円」に改め、同款放送設備の項中「１００円」を「１１０円」に改め、同部トレーニングルームの款冷暖房設備の項中「１２０円」を「１３０円」に改め、同款放送設備の項中「１００円」を「１１０円」に改め、同表上越市柿崎体育館の部体育室の款照明設備の項中「１００円」を「１１０円」に改め、同表上越市柿崎第１庭球コートの部照明設備の項中「５００円」を「５１０円」に改め、同表上越市大潟体育センターの部体育室の款照明設備の項中「２００円」を「２１０円」に改め、同表上越市吉川体育館の部アリーナの款照明設備の項中「２００円」を「２１０円」に改め、同表上越市吉川テニスコートの部照明設備の項中「５００円」を「５１０円」に改め、同表上越市板倉運動広場の部を削り、同表上越市清里スポーツセンターの部アリーナの款照明設備の項中「３００円」を「３１０円」に改め、同款暖房設備の項中「２４０円」を「２５０円」に改め、同款温水シャワーの項中「１００円」を「１１０円」に改め、同表上越市三和体育館の部体育室の款照明設備の項中「３００円」を「３１０円」に改め、同款温水シャワーの項中「１００円」を「１１０円」に改め、同表上越市三和スポーツセンターの部体育室の款照明設備の項及び同表上越市三和西部スポーツハウスの部体育室の款照明設備の項中「１００円」を「１１０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　次号に掲げる改正規定以外の改正規定及び次項の規定　公布の日

⑵　別表第１の改正規定並びに別表第３⑴の表の改正規定（上越市中郷総合運動公園の部

庭球コートの款を削る部分に限る。）及び同表⑵の表の改正規定（上越市安塚和田スポーツ公園の部及び上越市板倉運動広場の部を削る部分に限る。）　令和２年４月１日

（適用区分）

２　前項第１号に掲げる改正規定による改正後の別表第２及び別表第３の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。